

福山市下水道接続指導要綱

(平成 28 年 2 月 8 日福水給決裁第 777 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続に係る排水設備の設置の指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び福山市下水道条例（平成 10 年条例第 40 号）に定めるところによる。

(排水設備の設置期限)

第 3 条 法第 10 条第 1 項の「遅滞なく」とは、公共下水道の供用が開始された日から 3 年を超えない日までとする。

(排水設備の設置の猶予)

第 4 条 管理者は、排水設備を設置すべき者（以下「排水設備設置義務者」という。）が経済的理由その他の管理者が別表第 1 に定める事情により排水設備を設置することが困難であると認めるときは、法第 10 条第 1 項ただし書の規定により、別表第 1 に掲げる事情の区分に応じ、同表に定める期間の範囲内で排水設備の設置の猶予（以下「設置の猶予」という。）を認めることができる。

2 排水設備設置義務者は、設置の猶予を希望するときは、排水設備設置猶予申請書に、土地又は建築物の所在地を示す書類及び別表第 1 に掲げる事情の区分に応じ、同表に定める証明書類を添付して、管理者に申請することができる。ただし、管理者が公簿等により同表の 1 の項又は 2 の項に定める証明書類の内容を確認できる場合は、当該証明書類の添付を要しない。

3 前項に規定する申請は、前条に規定する期限の 1 か月前からすることができる。

4 管理者は、第 2 項の申請があったときは、これを審査し、適当と認められる場合には、次に掲げるもののほか、必要な条件を付して、設置の猶予を認めることができる。

(1) 管理者は、前項の規定により設置の猶予を認められた者の当該設置の猶予を認められた事情が消滅したときは、当該設置の猶予を取り消すことができる。

(2) 管理者は、偽りその他不正の手段により設置の猶予を認められた者があるときは、当該設置の猶予を取り消すことができる。

5 管理者は、設置の猶予を認められた者が近隣住民の生活環境を害することなく生活排水等について配慮し適正な污水管理を行えるよう、担当部署と連携するものとする。

6 管理者は、別表第 1 の区分 1 で設置の猶予を認められた者の当該設置の猶予の期間満

了時に設置の猶予を認められた事情が継続しているときは、再申請に基づき設置の猶予を継続することができる。

(設置指導等)

第5条 管理者は、第3条に規定する期限を経過しても排水設備を設置せず、かつ、設置の猶予を認められていない者(以下「未接続者」という。)に対し、速やかに排水設備を設置するよう、指導、勧告、命令等を行うものとする。

(特別指導)

第6条 管理者は、排水設備を設置すべき土地又は建築物の状況が別表第2の左欄に掲げる事項に該当する場合は、同表の右欄に掲げる点数により加点し、合計点数が10点以上の者については、当該未接続者に対し、次項に規定する指導(以下「特別指導」という。)を行うものとする。

2 特別指導は、上下水道局職員が未接続者と面接し、特別指導文及び次に掲げる事項を記載した書面により説明を行うものとする。ただし、当該未接続者が遠隔地に居住するなど、やむを得ない理由により面接することが困難な場合は、郵送等により行うものとする。

(1) 排水設備の設置義務及び期限に関すること。

(2) 設置の猶予に関すること。

(3) 勧告に関すること。

(4) 法に基づく命令及び罰則に関すること。

3 上下水道局職員は、前項の規定により特別指導を行ったときは、当該特別指導の結果を特別指導結果報告書に記載し、管理者に報告するものとする。

(勧告)

第7条 管理者は、未接続者に対して特別指導を2回実施した場合で、最後に特別指導において指導した期限から1か月を経過しても、当該未接続者が正当な理由なく設置の猶予の申請又は排水設備の設置工事に着手しなかったときは、原則として、排水設備を設置すべき旨の勧告(以下「勧告」という。)を行うものとする。

(設置命令及び改造命令)

第8条 管理者は、未接続者に対して勧告を2回実施した場合で、最後に勧告において指導した期限から1か月を経過しても、当該未接続者が正当な理由なく設置の猶予の申請又は排水設備の設置工事に着手しなかったときは、法第38条第1項の規定による命令(以下「設置命令」という。)を行うことができる。

2 設置命令又は法第11条の3第3項の規定による命令(以下「改造命令」という。)は、命令書により行うものとする。

3 前項の命令書に記載すべき法第11条の3第3項に規定する相当の期間及び法第38条第3項に規定する相当の期限は、特別の理由があるものを除き、3か月とする。

4 第2項の命令書は、配達証明付き郵便その他相手方に到達したことが確実に立証できる方法により送達するものとする。

5 管理者は、設置命令又は改造命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号に規定する聴聞を行うものとする。

（告発）

第9条 管理者は、設置命令又は改造命令に違反した者を告発することができる。

（書類の様式）

第10条 第4条第2項の排水設備設置猶予申請書その他この要綱に規定する書類は、管理者が別に定める様式を参考とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

排水設備の設置猶予申請

区分	事情	期間	書類
1	排水設備の設置に必要な資金の調達が困難な事情があること。	3年以内	前年（1月から6月までの間に申請する場合にあっては前々年）の所得状況（市町村民税課税証明書等）を証明する書類
2	合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）により適正な管理のもと汚水を処理していること。	5年以内	浄化槽法第7条第1項又は第11条第1項の規定による検査の結果（浄化槽法定検査判定結果票等）を証明する書類
3	排水設備を設置することにより、建築物に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあること。	損害が生じ、又は生ずるおそれがなくなるまでの期間	回復することができない損害を示す書類
4	土地の形状又は建築物の構造により、排水設備の設置が困難な事情があること。	排水設備の設置が困難な事情がなくなるまでの期間	排水設備の設置が困難であることを示す書類
5	建築物から長期間にわたり汚水が排出されないこと。	汚水が排出されない期間	建築物から長期間にわたり汚水が排出されないことを示す書類
6	建築物が近く除去される予定があること。	2年以内	建築物の使用計画書
7	管理者が特に必要と認めた事情があること。	管理者がその都度定める。	管理者がその都度定める。

別表第2（第6条関係）

特別指導の基準

土地又は建築物の状況	点 数
(1) 建築物が単独処理浄化槽（合併処理浄化槽以外の汚水を処理する設備又は施設をいう。）により汚水を処理しているもの、合併処理浄化槽により適正な管理のもと汚水を処理されていないもの又はくみ取便所が設けられているもの	4
(2) 建築物が合併処理浄化槽により適正な管理のもと汚水を処理しているもの	3
(3) 公共下水道の供用を開始した日から3年を超え、6年未満の区域に所在する土地	2
(4) 公共下水道の供用を開始した日から6年以上、10年未満の区域に所在する土地	3
(5) 公共下水道の供用を開始した日から10年以上経過した区域に所在する土地	経過年数を2で除し、端数を切り捨てて得た数
(6) 建築物が営利を主たる目的として使用しているもの	3
(7) 土地又は建築物が排除する汚水が1か月当たり200立方メートル以上使用又は同等以上と推測されるもの	3
(8) 法第12条の2第1項に規定する特定事業場	2
(9) 広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）第2条第8号に規定する汚水等関係特定施設を有し、排出水を排水する工場・事業場（ただし、下水道終末処理施設又は、地方公共団体が設置するし尿処理施設を除く。）	2